

平成 26 年 12 月 16 日（更新）

## 災害救助法適用に伴う特別処置について

関東財務局より、災害救助法適用に伴う特別処置について指示がありましたので、弊社では便宜処置を適切に講ずることに致しましたので、ご案内申し上げます。

なお、当該地域にお住まいのご契約者様にはお手数ですが、状況に応じてご連絡くださるよう、宜しくお願い申し上げます。

### 記

- ☆ 長野県北部地震による災害救助法適用の被害地域  
北安曇郡白馬村、小谷村及び上水内郡小川村内【26年11月23日より適用】
- ☆ 御嶽山噴火にかかる災害救助法適用の被害地域  
長野県木曾郡木曾町および王滝村【26年9月28日より適用】
- ☆ 大雨災害による災害救助法適用の被害地域  
広島県広島市内【26年8月19日より適用】
- ☆ 大雨災害による災害救助法適用の被害地域  
京都府福知山市内【26年8月15日より適用】  
兵庫県丹波市内【26年8月15日より適用】
- ☆ 台風11号による災害救助法適用の被害地域  
徳島那賀郡那賀町内【26年8月10日より適用】  
高知県高知市及び長岡郡大豊町【26年8月9日より適用】
- ☆ 台風12号による災害救助法適用の被害地域  
高知県吾川郡いの町【26年8月8日より適用】
- ☆ 台風8号による災害救助法適用の被害地域  
山形県南陽市内【26年7月14日より適用】  
長野県木曾郡南木曾町内【26年7月9日より適用】

以上